公　告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月26日

長野県知事　阿　部　守　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン白馬店

北安曇郡白馬村大字神城字川原24194－16 ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

代表取締役　捧　雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地１

３　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

代表取締役　捧　雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地１

４　大規模小売店舗の新設をする日

令和９年６月27日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,039平方メートル

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数　　100台

(2) 駐輪場の収容台数　　10台

(3) 荷さばき施設の面積　　48平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量　　30.45立方メートル

（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

７　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前７時	午後９時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前６時30分から午後９時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口　３か所　　出口　３か所　　合計　６か所

（注）位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前６時から午後９時まで

８　届出年月日

令和８年10月26日

９　届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は北アルプス地域振興局商工観光課

10　縦覧の期間

令和８年11月26日から令和９年３月25日まで

11　意見書の様式
　長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。

産業立地・ＩＴ振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月26日

長野県知事　阿　部　守　一

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　イオンスタイル諏訪
　　諏訪郡下諏訪町字湖浜6133番１ほか
2　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
　株式会社井口
　　諏訪郡下諏訪町6082番地１
3　変更した事項
　大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）

名称	住所
（仮称）イオンスタイル諏訪	諏訪郡下諏訪町字湖浜6133番１ほか

（変更後）

名称	住所
イオンスタイル諏訪	諏訪郡下諏訪町字湖浜6133番１ほか

4　変更した年月日
　令和８年10月19日
5　届出年月日
　令和８年10月19日
6　届出書の縦覧の場所
　長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
7　縦覧の期間
　令和８年11月26日から令和９年３月25日まで
8　意見書の様式
　長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。
9　意見書の提出先
　長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月26日

長野県知事　阿　部　守　一

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスタイル諏訪
諏訪郡下諏訪町字湖浜6133番１ほか
2　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社井口
諏訪郡下諏訪町6082番地１
3　変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	3	2
出口	3	2
合計	6	4

（注）位置は届出書添付の図面のとおり
4　変更する年月日
令和８年10月20日
5　届出年月日
令和８年10月19日
6　届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
7　縦覧の期間
令和８年11月26日から令和９年３月25日まで
8　意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。
9　意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第３項の規定により公告します。

令和８年11月26日

長野県知事　阿　部　守　一

1　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積等の情報

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿南町富草6593番１	田	824
阿南町北條3332番８	畑	977

2　農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和９年１月１日	10年	18,010

3　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人長野県農業開発公社　理事長　村山　一善
長野市大字南長野北石堂町1177番地３　ＪＡ長野県ビル11階
4　補償金の支払の方法
農地を利用する権利の始期までに長野地方法務局飯田支局に補償金を供託してください。
5　補償金の還付について
農地の所有者等は長野地方法務局飯田支局において、補償金の還付を受けることができます。

農業政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次の成果を認証しました。

令和８年11月26日

長野県知事　阿　部　守　一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長野市	令和６年から令和７年まで	地籍簿及び地籍図	大岡乙の一部	令和８年11月11日
小県郡青木村	令和５年から令和７年まで	地籍簿及び地籍図	大字田沢の一部	令和８年11月11日
木曽郡大桑村	令和６年から令和７年まで	地籍簿及び地籍図	大字殿の一部	令和８年11月11日
東筑摩郡麻績村	令和２年から令和７年まで	地籍簿及び地籍図	麻及び日の一部	令和８年11月11日
東筑摩郡麻績村	令和３年から令和７年まで	地籍簿及び地籍図	麻の一部	令和８年11月11日
上高井郡高山村	令和６年から令和７年まで	地籍簿及び地籍図	大字高井の一部	令和８年11月11日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和８年11月26日

長野県佐久建設事務所長　井　出　圭　一

１　許可番号

令和８年５月27日　長野県佐久建設事務所指令７佐建第39－23号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字矢ヶ崎山1016－766

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区六本木１－６－１　泉ガーデンタワー12階KPMG税理士法人内

合同会社Novel Realty & Development

代表社員　一般社団法人Novel Realty & Development

職務執行者　高　橋　通　彰

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和８年11月26日

長野県伊那建設事務所長　矢　口　大　輔

１　許可番号

令和８年５月26日　長野県伊那建設事務所指令８伊建第132－１号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村478、481

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡宮田村151
有限会社野溝製作所　代表取締役　野　溝　祐　稔

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和８年11月26日

長野県松本建設事務所長　下　倉　正　弘

1　許可番号
令和８年11月５日　長野県指令８都第30－10号
2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘野村字道上701－５
3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市大字島内3430－１　ハイランドタウン　Ｂ102
三　村　光　位

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和８年11月26日

長野県長野建設事務所長　江　守　　護

1　許可番号
令和８年10月７日　長野県指令８都第29－２号
2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字野辺字合戦塚390－４
3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字野辺635
有限会社エートゥーゼット　代表取締役　後　藤　文　夫

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和８年11月26日

長野県長野建設事務所長　江　守　　護

1　許可番号
令和８年10月28日　長野県長野建設事務所指令８長建第53－13号
2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字中松字宮添743－１、743－２、743－６、743－７
3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区荏原５－12－10
田　巻　正　司

都市・まちづくり課
